

進捗状況の報告

1 特定空家等の措置に対する進捗状況について

前回の空き家対策協議会で協議した特定空家等 6 棟の所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置を行い、各空き家の現状については以下の通り。

- (1) 空き家 A (堀岡新明神 地内)

解体済
- (2) 空き家 B (庄西町一丁目 地内)

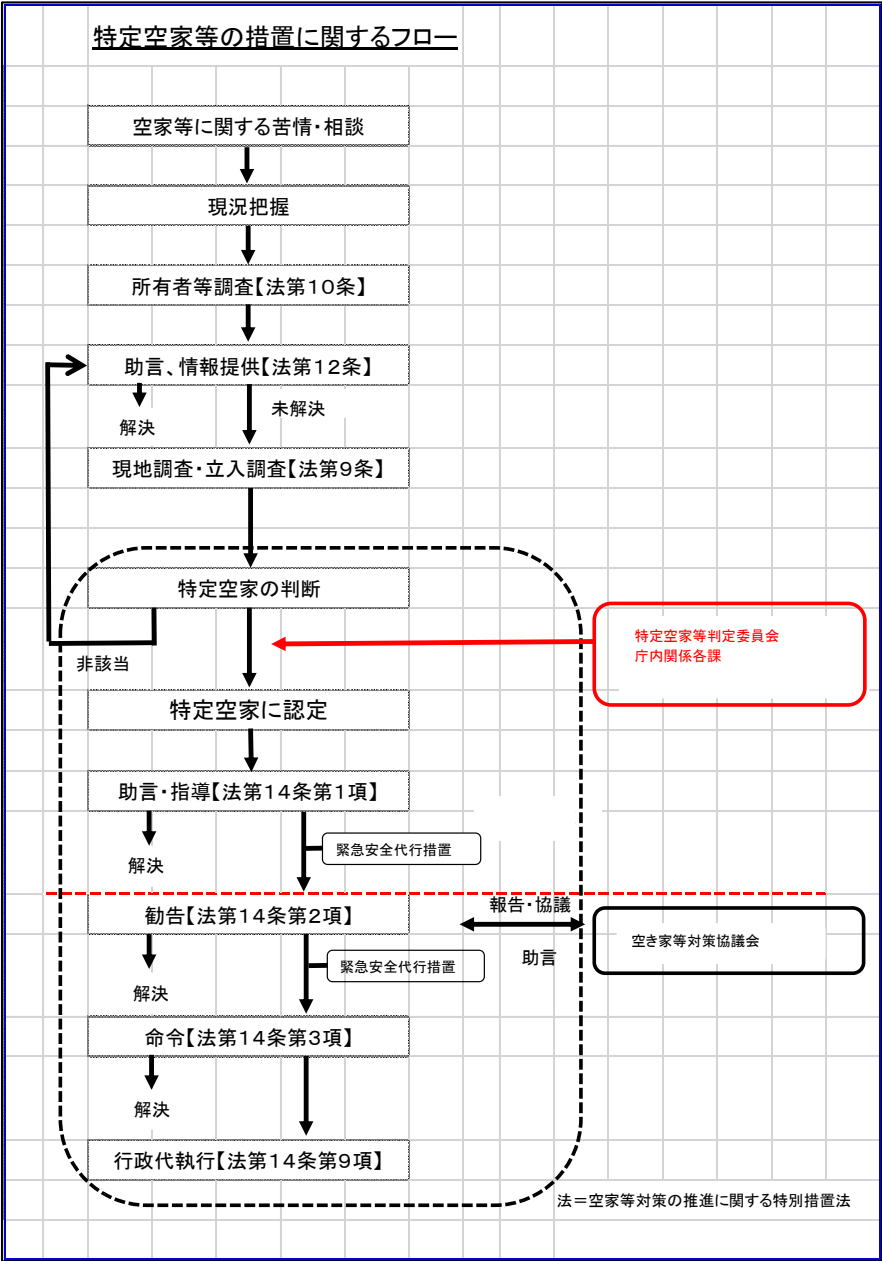
危険性が高い箇所のみ解体済
(残資材は現地に存置)
- (3) 空き家 C (八幡町二丁目 地内)

解体済 (略式代執行)
- (4) 空き家 D (八幡町二丁目 地内)

解体済
- (5) 空き家 E (港町 地内)

解体済
- (6) 空き家 F (小島 地内)

解体済



2 各特定空家等の状況

(1) 空き家 A

- ①所在地及び地積 射水市堀岡新明神地内、181.80 m²（登記地積）
- ②建物概要 店舗・居宅及び物置
木・コンクリート造瓦葺塔屋付2階建
昭和34年築、376.17 m²（登記床面積）
- ③所有者情報 建物：1名
静岡県三島市在住、性別男性、年齢70歳代
土地：建物と同じ
- ④建物登記名義人 上記、所有者情報－建物と同じ
- ⑤特記事項
- ・外壁に附属するシャッターが破損し、隣地住民の車両が破損するなど実害が発生している。
 - ・ゴミの不法投棄に加え、室内に水溜まりがあり、蚊等が発生している。
 - ・隣地へ立木等が繁茂し、敷地をはみ出しており、また朽ちた建物の廃材が周辺に飛散している。
 - ・人が侵入できる状態であり犯罪放火等の危険性がある。
- ⑥これまでの経緯
- 令和 元年 8月 特定空家等に判定、特措法に基づく「指導」開始
- 令和 元年 12月 **第5回空き家対策協議会にて今後の対応を協議**
- 令和 元年 12月 所有者（代理者息子）が住所地である東京から訪問し、
現地確認。解体業者と解体に向けた協議を開始。
- 令和 2年 3月 当該空き家を解体完了
- 令和 2年 5月 当該空き家が所在した土地を市補助（※1）を活用し
売却

※1 空き家対策支援事業（解体後の跡地購入補助）

老朽危険空き家解体補助を利用し解体した跡地を購入した場合、
土地購入者に対し、購入費用の1/10、限度額30万円を補助する
もの

(2) 空き家 B

- ①所在地及び地積 射水市庄西町一丁目地内、153.86 m² (登記地積)
- ②建物概要 居宅、木造板葺平屋建
昭和 26 年以前築、84.29 m² (課税床面積)
- ③所有者情報 建物：1 名
富山県高岡市在住、性別女性、年齢 90 歳代
土地：2 名 (建物所有者が一部借地)
- ④建物登記名義人 上記、所有者情報－建物と同じ
- ⑤特記事項
- ・建物の崩壊、傾きが発生し、危険性がある。
 - ・ゴミの不法投棄による異臭がある。
 - ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
 - ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出している。
 - ・人が侵入できる状態であり犯罪放火等の危険性がある。
- ⑥これまでの経緯 (一部予定)
- 令和 元年 8 月 特定空家等に判定、特措法に基づく「指導」開始
- 令和 元年 11 月 所有者と解体に向けた協議開始
- 令和 元年 12 月 第 5 回空き家対策協議会にて今後の対応を協議
- 令和 2 年 1 月 緊急安全代行措置 (※ 2) として、市が所有者に代わって緊急性が高い箇所を解体。残資材は現地に存置した状態。なお、費用は、所有者が分納にて市へ納入中。
- 令和 3 年 3 月 (予定) 隣家解体に併せ、緊急安全代行措置 (※ 2) により、残資材を撤去予定

※ 2 緊急安全代行措置

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例第 9 条第 11 号の規定に基づき、緊急に危険を回避する必要がある場合、「助言・指導」、「勧告」、「命令」の手続を経ずに、市が所有者等に代わり最低限度の対応を実施し、費用を所有者から徴収する措置 (特定空家等としては市で初実施)

(3) 空き家 C

- ①所在地及び地積 射水市八幡町二丁目地内、267.23 m²（登記地積）
なお、同地番内に別棟住宅有
- ②建物概要 居宅、木造瓦葺二階建
昭和 37 年築、103.52 m²（課税床面積）
- ③所有者情報 建物：不明（相続人が全て相続放棄）
土地：同地番内の別棟住宅所有者と同じ
（当該建物の被相続人と遠縁の親戚）
- ④建物登記名義人 未登記（課税名義人は既に死亡）
- ⑤特記事項 ・ゴミの不法投棄や窓ガラスが割れたままである。
・人が侵入できる状態である。
- ⑥これまでの経緯
令和 元年 8 月 特定空家等に判定
令和 元年 10 月 土地所有者及び隣接所有者と協議
令和 元年 12 月 **第 5 回空き家対策協議会にて今後の対応を協議**
令和 2 年 11 月 所有者が確知できず、特措法に基づく所有者等へ措置ができないことから、手続きを省略し、略式代執行（※3）にて、必要最小限の解体工事（ex. 上屋の解体まで行い、基礎部を残す。）を市が実施

※3 略式代執行

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 号の規定に基づき、所有者等が確知することができない場合、特定空家等判定後の所有者等への「助言・指導」、「勧告」、「命令」の手続きを省略し、市が代執行（解体等）を行うもの。（市で初実施）

(4) 空き家D

- ①所在地及び地積 射水市八幡町二丁目地内、62.80 m² (登記地積)
- ②建物概要 居宅、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
昭和26年以前築、96.68 m² (課税床面積)
- ③所有者情報 建物：6名 (うち、2名相続放棄)
- ・ (被相続人の長女)
石川県野々市市在住、性別女性、年齢70歳代
 - ・ (被相続人の長男の妻)
富山県射水市在住 (住所地に不在)、性別女性
年齢60歳代
 - ・ (被相続人の長男の子)
富山県射水市在住 (住所地に不在)、性別男性
年齢20歳代
 - ・ (被相続人の長男の子)
富山県高岡市在住、性別女性、年齢30歳代
 - ・ 他2名 被相続人の子の子が相続放棄
- 土地：1名 (寺が所有)
- ④建物登記名義人 既に死亡
- ⑤特記事項
- ・ 建物の崩壊、傾きが発生し、通行人に対し危険性がある。
 - ・ ゴミの不法投棄による異臭がある。
 - ・ 人が侵入できる状態である。
- ⑥これまでの経緯
- | | |
|-----------|---|
| 令和 元年 8月 | 特定空き家等に判定、特措法に基づく「指導」開始 |
| 令和 元年 12月 | 所有者双方 (登記名義人の子 (長女) (石川県在住) と登記名義人の子 (長男) の妻 (富山県在住)) との間での協議開始 |
| 令和 元年 12月 | 第5回空き家対策協議会にて今後の対応を協議 |
| 令和 2年 6月 | 当該空き家を解体完了 |

(5) 空き家 E

- | | |
|------------|---|
| ①所在地及び地積 | 射水市港町地内、72.85 m ² (登記地積) |
| ②建物概要 | 居宅、木造セメント瓦葺平屋建
昭和 26 年以前築、54.01 m ² (課税床面積) |
| ③所有者情報 | 建物:5 名 (被相続人の長女の子 3 名、三男の子 1 名、
二女の子 1 名)
土地:建物所有者と同じ |
| ④建物登記名義人 | 既に死亡 |
| ⑤特記事項 | ・建物の崩壊、傾きが発生し、通行人に対し危険性がある。
・浄化槽の放置により、異臭が発生している。
・ゴミの不法投棄による異臭がある。
・人が侵入できる状態であり犯罪放火等の危険性がある。
・塀が倒れ、周辺道路をふさいでいる。 |
| ⑥これまでの経緯 | |
| 令和 元年 8 月 | 特定空家等に判定、特措法に基づく「指導」開始 |
| 令和 元年 8 月 | 当該空き家を解体完了 |
| 令和 元年 12 月 | 第 5 回空き家対策協議会にて報告 |

(6) 空き家 F

- | | |
|------------|--|
| ①所在地及び地積 | 射水市小島地内、112.72 m ² (登記地積) |
| ②建物概要 | 居宅、木造一部 RC 造瓦葺 2 階建
昭和 40 年築、54.54 m ² (課税床面積) |
| ③所有者情報 | 建物：1 名 (隣接地の所有者が購入)
土地：建物と同じ |
| ④建物登記名義人 | 上記、所有者情報ー建物と同じ |
| ⑤特記事項 | ・建物の崩壊、傾きが発生し、通行人に対し危険性がある。
・ゴミの不法投棄による異臭がある。
・人が侵入できる状態であり犯罪放火等の危険性がある。
・ハチ等が発生している。 |
| ⑥これまでの経緯 | |
| 令和 元年 9 月 | 特定空家等に判定、特措法に基づく「指導」開始 |
| 令和 元年 11 月 | 隣接地の所有者が購入し、当該空き家を解体完了 |
| 令和 元年 12 月 | 第 5 回空き家対策協議会にて報告 |